

要介護認定を受けた方の障害者控除について

障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の要介護(要支援は除く)認定者で、町が認定した方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。税申告の際に提出することで、税法上の障害者控除を受けられます。

【要介護認定者の障害者控除とは】

確定申告時に一定額を所得から減額できる控除の1つに「障害者控除」があります。

障害者手帳等をお持ちでない方が「障害者控除」を受けるには、町へ申請して「身体障害者または知的障害者に準ずる者」として認定されることが必要です。

控除額と判断基準は次のとおりです。

控除区分	所得税	町・県民税	判断基準(詳しくは裏面を参照)
障害者控除	27万円	26万円	・障害高齢者の日常生活自立度が「A2」の人 ・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」または「Ⅲ」の人
特別障害者控除	40万円	30万円	・障害高齢者の日常生活自立度が「B」または「C」の人 ・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」または「M」の人

【「障害者控除対象者認定書」交付の対象者】

対象者本人が次の①から④の条件をすべて満たす場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ①本町の住民票に記載されている満65歳以上の人、または本町の介護保険第1号被保険者
- ②障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていないこと
- ③介護保険の要介護1～5の認定を受けていること
- ④要介護認定の結果が、町の判定基準を満たしていること

【「障害者控除対象者認定書」の申請方法】

「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する方は、次の①から③を用意して、保健福祉課へ申請してください。発行手数料は無料です。

①障害者控除対象者認定申請書

担当課窓口に用意してあります。飯綱町のホームページからもダウンロードできます。

②対象者本人の介護保険被保険者証(申請中の場合は介護保険資格者証)

③提出者本人の身元確認ができるもの

- ・申請から交付(郵送)まで約1週間位かかりますので、確定申告に必要な場合は、早めの申請をお願いします。
- ・郵送でも受け付けます。①の申請書を記載の上、②と③の写しを添付してください。

※交付された「障害者控除対象者認定書」は、本人の状態が変化しない限り、継続的に使用できます。

状態(介護度等)が変化した場合は、改めて申請しなおしてください。

確定申告時には、「障害者控除対象者認定書」の写しを添付し、原本は大切に保管してください。

【お問い合わせ先・申請窓口】

飯綱町役場 保健福祉課 介護支援係 (窓口3番)

〒389-1293 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1

※所得税の確定申告に関することは、長野税務署(電話:026-234-0111、自動音声案内)へお問い合わせください。

町民税・県民税の申告に関することは、飯綱町役場 税務会計課(直通:253-4071)へお問い合わせください。

【障害者控除対象者認定の判断基準】

控除区分	障害者控除対象者認定の判断基準
障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「A2」の者 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」または「Ⅲ」の者
特別障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「B」または「C」の者 認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅳ」または「M」の者

障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状態像
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位は保つ。 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車椅子に移乗する。
C	一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力では寝返りもうたない。

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	状態像
Ⅱ	Ⅱ a 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 家庭外でⅡの状態が見られる。 たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等。
	Ⅱ b 家庭内でもⅡの状態が見られる。 服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等。
Ⅲ	Ⅲ a 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 日中を中心としてⅢの状態が見られる。 着替えができない、排便、排尿を失敗する、食事をすることができない、同じことを何度も聞く、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。
	Ⅲ b 夜間を中心としてⅢの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 具体的な症状・行動例はⅢと同じ。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。